

Q. 重層的支援体制の充実は



いわむら
岩村みゆき 議員
IWAMURA Miyuki

A. 関係部署間の連携を強化

Q 不登校児やヤングケアラーたちの中学卒業後の支援・相談体制は。

A 生活福祉部長
中学卒業後の子どもたちに関する相談は、愛知県の中
央児童・障害者相談センター
や豊山町の子ども応援課が窓
口となる。
学校と連携し、スクールソ
シヤルワーカーから様子を聞
き取り、必要に応じて職員に
よる自宅訪問を行っている。
また、虐待やネグレクトによ
り支援が必要な子どもに対し
ては、子ども応援課長を座長
とする要保護児童対策地域協
議会や個別のケース会議にお
いて、児童相談所、警察、尾
張福祉相談センター、保健所
などの関係機関と連携し、リ
スクに応じた支援策を講じて
いるところである。

Q 定期的な訪問などアウト
リーチな支援は。

A 生活福祉部長
令和4年度中にヤングケ
アラーに関する実態調査を町

独自で行う。その結果を踏ま
え、支援が必要な家庭への訪
問や緊急性が高い家庭へのヘ
ルパー派遣などのアウトリー
チな支援についても検討した
い。
また、ヤングケアラーの支
援や相談窓口に関するチラシ
を配布するとともに、SNS
などで周知していく。

Q 重層的支援体制のさらな
る充実のための課題は。

A 生活福祉部長
複雑化・複合化する二
ズに対応するため、包括的な
相談支援体制を構築すること
を目的に、令和3年度から子
ども、高齢者、生活困窮者、
障がい者などの関係部署が連
携し、ケース検討会議を行い
重層的支援体制の取り組みを
進めている。
今後についても個々の事案
に応じた適切な支援が出来る
よう、さらに関係部署間の連
携を強化し、包括的な支援体
制の充実を図ってまいりたい。

Q 福祉作業所の見直しは

A 就労継続支援
B型を検討

障がいのある方もない方も
地域社会で一緒に暮らしてい
くことを目的に、障害者総合
支援法が平成25年4月に施行
された。支援法では、手帳を
お持ちの方だけでなく、発達
障害や一部の難病の方も対象
となる。
町の福祉作業所は総合支援
法以外の小規模作業所とな
る。利用資格は、町内にお住
いでご自分で通所が可能な方
となっている。私は、そろそろ
見直しが必要なのではと思っ
つ。

Q 町の福祉作業所を障害者
総合支援法に基づくサ
ビス事業所への移行をどう考
えているか。

A 生活福祉部長
現在、利用者の拡大や作
業内容の充実を図るため、町

社会福祉協議会と協議を進め、
障害者総合支援法に基づくサ
ービス事業所への移行を検討。
Q 具体的なサービス内容は
どうか。

A 生活福祉部長
一般企業への就労が困難
な方に働く場を提供し、知能
や能力の向上に必要な訓練を
提供する就労継続支援B型事
業所への移行を検討している。
Q 利用している方への影響
は。

A 生活福祉部長
移行後も全員利用するこ
とができ大きな影響はない。
移行後の変更点としては、車
による送迎を取り入れること
や新しい訓練にも取り組める
よう検討している。